

旧来の保守付き永久ライセンスからサブスクリプションへの切り替えに 適用される特別規約

所定の旧永久ライセンスモデルからサブスクリプションへの切り替えサービスのみに適用されるこの特別規約(以下「本規約」)は、サブスクリプション契約およびサブスクリプション特典規約を本規約に規定するとおり変更、補足、修正するものです。本規約によって明示的に変更される場合を除き、サブスクリプション契約およびサブスクリプション特典規約は、それぞれの規定に従って完全に有効に存続します。本規約で使用される大文字で始まる用語のうち、定義されていないものは、使用許諾およびサービス契約、サブスクリプション契約、保守プラン利用規約、ならびに特典規約(該当する場合)に定める意味を有するものとします。

1. 定義

「**リスト記載外保守対象前バージョン**」とは、最新の保守プラン前バージョン適合製品リストに、対象となる保守対象前バージョンとして記載されていないにもかかわらず、以下の理由により、対象となる保守対象前バージョンとして適格な、対象ソフトウェアの前バージョンを意味します。お客様が (a) 従前にオートデスクから適法にライセンスを取得し、当該前バージョンの当該コピーをインストールし、アクセスしていたこと、かつ (b) お客様による当該コピーのインストールおよびアクセスが、保守プラン利用規約および関連する前バージョンの権利特典に関する規約に従って、お客様が従前にオートデスクからライセンスを取得して、実際にインストールし、アクセスしていた当該コピーをインストールし、アクセスするためのライセンスの総数を超えていないこと。

「**リスト記載保守対象前バージョン**」とは、適用される前バージョンの権利特典に関する特典規約に規定されているとおり、最新の保守プラン前バージョン適合製品リストに、対象となる保守対象前バージョンとして記載されている対象ソフトウェアの前バージョンを意味します。

「**保守プランから切り替えたサブスクリプションの前バージョン**」とは、お客様の保守プランから切り替えたサブスクリプションの対象ソフトウェアの前バージョンであって、サブスクリプション前バージョン適合製品リストに記載されているものを意味します。

「**永久ライセンス資格**」とは、オートデスクの使用許諾およびサービス契約に基づいて無期限にライセンス対象マテリアルをインストールしてアクセスする権利を意味します。当該ライセンス対象マテリアルには、現行のオートデスク保守プランが適用される対象ソフトウェアのうち、保守プランから切り替えたサブスクリプションへの移行が可能な対象ソフトウェアが含まれます。

「**保守プランから切り替えたサブスクリプション**」とは、対象ソフトウェアのサブスクリプションであって、以下に該当するものを意味します。(a) お客様の永久ライセンス資格の代替であり、完全かつ全体的な後継となるもの、(b) お客様(対象ソフトウェアについてこのサブスクリプションを取得した当事者)に提供されているもの、かつ(c) オートデスクが一般に別料金を課すか、またはリレーションシッププログラムに基づいてお客様のみを提供するもの。特定のオートデスクソフトウェアプログラムのサブスクリプションが保守プランから切り替えたサブスクリプションであるか否か、またお客様が特定の保守プランから切り替えたサブスクリプションの購入資格を満たしているか否かは、オートデスクが判断いたします。

2. 保守からサブスクリプションへの切り替えの効果

注意: お客様の設立地または居住地がドイツにある場合、本項(「**保守からサブスクリプションへの切り替えの効果**」)の規定は、お客様には適用されません。代わりに、本規約のドイツ語版に記載されている「**ドイツのお客様に関する規定**」と題された項をご覧ください。

2.1 権利の終了: オートデスクまたは認定販売パートナーが、お客様に保守プランから切り替えたサブスクリプションを提供する場合、この保守プランから切り替えたサブスクリプションに代替される永久ライセンス資格に関して従前に付与されたすべての権利は、保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始をもって直ちに終了します。したがって、お客様は、オートデスクからさらなる通知なくして、かかる終了を承諾するものとします。

2.2 永久ライセンスに基づくすべての使用の終了。 保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始に伴う永久ライセンス資格の終了をもって、(a) お客様は、直ちに永久ライセンス資格のすべての使用を中止しなければならず、(b) 当該の廃止された永久ライセンス資格の条件に基づきライセンス対象マテリアル (適用されるオートデスクの使用許諾およびサービス契約に定義) (以下「旧ライセンス対象マテリアル」) をインストール、アクセス、その他使用するお客様の権利は消滅します。

2.3 保守プランに基づく権利の終了。 失効する保守プラン (以下「旧保守プラン」) の条件に基づき対象ソフトウェア (リスト記載保守対象前バージョンまたはリスト記載外保守対象前バージョンとして提供された対象ソフトウェアを含みますが、これに限定されません) をインストール、アクセス、その他使用するお客様の権利は、保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始をもって消滅します。

2.4 サブスクリプション規約の適用。 保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始後、対象ソフトウェアをインストールしてアクセスするお客様の権利は、保守プランから切り替えたサブスクリプションに適用される (本規約により修正された) 使用許諾およびサービス契約、サブスクリプション契約、ならびにサブスクリプション特典規約に定めるとおりとします。保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始後、お客様は、保守プランから切り替えたサブスクリプションを設定し、有効化し、必要に応じて、ユーザに割り当てなければなりません。

2.5 アンインストール要件。 以下の「アンインストール要件の例外」と題された項に定める場合を除き、お客様は、旧ライセンス対象マテリアルのすべてのコピー、および旧保守プランに基づきお客様に提供された対象ソフトウェアのすべてのコピー (リスト記載保守対象前バージョンおよびリスト記載外保守対象前バージョンを含みますが、これらに限定されません) を、保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始から 120 日以内にアンインストールし、オートデスクもしくは取得先の認定販売パートナーに返却するか、または破棄することに同意するものとします。オートデスクは、旧ライセンス対象マテリアル、リスト記載保守対象前バージョン、およびリスト記載外保守対象前バージョンのすべてのコピーがアンインストールされたこと、また、オートデスクが要求する場合には、オートデスクもしくは取得先の認定販売パートナーに返却されたか、または破棄されたことを示す十分な証明をお客様に要求する権利を留保します。

2.6 失効前の保守 ETR。 お客様が、旧保守プランの失効後も ETR 期間が継続するグローバルな海外使用権または地域単位の海外使用権のいずれかを有する場合、当該海外使用権は、お客様の保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始をもって終了します。

3. アンインストール要件の例外

注意: お客様の設立地または居住地がドイツにある場合、本項 (「アンインストール要件の例外」) の規定は、お客様には適用されません。代わりに、本規約のドイツ語版に記載されている「ドイツのお客様に関する規定」と題された項をご覧ください。

3.1 旧ライセンス対象マテリアル。 保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始後に旧ライセンス対象マテリアルをアンインストールすることを希望しない場合、お客様は、当該旧ライセンス対象マテリアルをインストールしたままにすることができます。ただし、お客様が以下のすべての要件を厳密に満たし、遵守することに同意することを条件とします。

(a) これらの旧ライセンス対象マテリアルには、お客様の保守プランから切り替えたサブスクリプションにも含まれる対象ソフトウェア製品のみを含むことができます。

(b) 保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始から 120 日以内に、保守プランから切り替えたサブスクリプションに含まれない対象ソフトウェア製品の旧ライセンス対象マテリアルのすべてのコピーをアンインストールし、オートデスクもしくは取得先の認定販売パートナーに返却するか、または破棄しなければなりません。

(c) いかなる時点においても、保守プランから切り替えたサブスクリプションの対象ソフトウェアをインストールした場合は、旧保守プランの該当する対象ソフトウェアおよび旧ライセンス対象マテリアルへのアクセスを直ちにかつ永久に中止し、当該保守プランから切り替えたサブスクリプションの対象ソフトウェアのインストールから 120 日以内に、当該旧ライセンス対象マテリアルおよび旧保守プランの対象ソフトウェアをアンインストールしなければなりません。疑義を避けるために付記すると、いかなる時点でも、お客様は、保守プランから切り替えたサブスクリプションの対象ソフトウェアと、旧ライセンス対象マテリアルおよび旧保守プランの対象ソフトウェアの両方にアクセスすることはできません。

(d) お客様は、旧ライセンス対象マテリアルの変更に関するオートデスクからの指示に速やかに従うものとし、これには、お客様のシステム上の当該旧ライセンス対象マテリアルのライセンスファイルを更新し、新しいシリアル番号に更新して、保守プランから切り替えたサブスクリプションを反映するための指示が含まれることがありますが、これに限定されません。

(e) オートデスクがお客様に旧ライセンス対象マテリアルをインストールしたままにすることを許可した事実にかかわらず、お客様は、当該旧ライセンス対象マテリアルにアクセスして使用するお客様の権利には、永久ライセンス資格はもはや適用されず、代わりに、本規約により修正された適用されるオートデスクのサブスクリプション契約(保守プランから切り替えたサブスクリプションの非永久的、期間限定的性質を含みますが、これに限定されません)のみが適用されることを認め、これに同意するものとし、これを認めます。

(f) 旧ライセンス対象マテリアルに含まれる対象ソフトウェアのうち、お客様が保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始日時時点で本第 3.1 項に従ってアンインストールしないことを選択した対象ソフトウェアを(システムの障害や更新などに関連して)再インストールすることが必要になった場合、お客様は、旧ライセンス対象マテリアルを再インストールする代わりに、保守プランから切り替えたサブスクリプションの対象ソフトウェアをインストールしなければなりません。

(g) オートデスクが要求した場合、お客様は、旧ライセンス対象マテリアルをアンインストールし、保守プランから切り替えたサブスクリプションに基づく対象ソフトウェアをインストールすることで、旧ライセンス対象マテリアルを置き換えることに同意するものとし、これを認めます。

3.2 保守対象前バージョン。お客様が旧保守プランに基づいてライセンスを取得したリスト記載保守対象前バージョンまたはリスト記載外保守対象前バージョン(総称してまたは個別に、以下「旧保守プラン前バージョン」)を、保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始後にアンインストールすることを希望しない場合、旧保守プラン前バージョンをインストールしたままにすることができます。ただし、お客様が以下のすべての要件を完全かつ厳密に満たし、遵守することに同意することを条件とします。

(a) 当該旧保守プラン前バージョンには、お客様の保守プランから切り替えたサブスクリプションにも含まれる対象ソフトウェア製品のみを含むことができます。

(b) お客様は、保守プランから切り替えたサブスクリプションに含まれないソフトウェア製品の旧保守プラン前バージョンのすべてのコピーを、保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始から 120 日以内にアンインストールし、オートデスクもしくは取得先の認定販売パートナーに返却するか、または破棄しなければなりません。

(c) いかなる時点においても、保守プランから切り替えたサブスクリプション保守プランから切り替えたサブスクリプションの前バージョンをインストールした場合は、該当するリスト記載保守対象前バージョンまたはリスト記載外保守対象前バージョン(該当する方)へのアクセスを直ちにかつ永久に中止し、保守プランから切り替えたサブスクリプション保守プランから切り替えたサブスクリプションの前バージョンのインストールから 120 日以内に、当該のリスト記載保守対象前バージョンまたはリスト記載外保守対象前バージョンをアンインストールしなければなりません。疑義を避けるために付記すると、いかなる時点でも、お客様は、保守プランから切り替えたサブスクリプション保守プランから切り替えたサブスクリプションの前バージョンと、該当するリスト記載保守対象前バージョンまたはリスト記載外保守対象前バージョンの両方にアクセスすることはできません。

(d) お客様は、旧保守プラン前バージョンの変更に関するオートデスクからの指示に速やかに従うものとします。これには、お客様のシステム上の当該旧保守プラン前バージョンのライセンス ファイルを更新し、新しいシリアル番号に更新して、保守プランから切り替えたサブスクリプションを反映するための指示が含まれることがあります。が、これに限定されません。

(e) オートデスクがお客様に旧保守プラン前バージョンをインストールしたままにすることを許可した事実にかかわらず、お客様は、当該旧保守プラン前バージョンにアクセスして使用するお客様の権利には、従前の保守プラン利用規約はもはや適用されず、代わりに、本規約により修正された適用されるオートデスクのサブスクリプション契約 (保守プランから切り替えたサブスクリプションの非永久的、期間限定的性質を含みますが、これに限定されません) のみが適用されることを認め、これに同意するものとします。

(f) お客様は、オートデスクが旧保守プラン前バージョン向けの新しいメディア、新しいダウンロードによるインストールまたは新しいアクティベーションをお客様に提供する義務を負っていないこと、また、お客様がかかる提供をオートデスクに要求する権利を有していないことを認め、これに同意するものとします。

(g) オートデスクがお客様に要求した場合、お客様は、旧保守プラン前バージョンをアンインストールし、適用されるサブスクリプション前バージョン適合製品リストに記載された前バージョンの対象ソフトウェアのみをインストールすることによって、旧保守プラン前バージョンを置き換えることに同意するものとします。

4. 保守プランから切り替えたサブスクリプションの開始日

本契約において、保守プランから切り替えたサブスクリプションの発効日とは、お客様の保守プランから切り替えたサブスクリプションをオートデスクのシステムに登録するためのオートデスクのポリシーに従って、オートデスクが指定する日であり、通常は、消滅した永久ライセンス資格に関する保守プランの失効日の翌日、またはオートデスクが指定する別の日をいいます。